

第3回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成28年10月20日（木）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、ただいまより、第3回行政手続部会後の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 規制改革推進室参事官の石崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日、行政手続部会が配付資料のとおり、10時から11時半過ぎまで行われました。今回は、関係者からのヒアリング①ということで、資料の表紙にありますとおり、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会の3団体からヒアリングを行いました。

ちなみに、①と書いてありますのは、来月以降、また関係者ヒアリングということで、今度は経済団体などから聞くということですので、今回は関係者からのヒアリング①となっております。

具体的な内容については、大槻参事官からお願いいたします。

○大槻参事官 資料1は日本行政書士会連合会からの提出資料です。この提出資料に基づいて団体から説明がございました。

日行連につきましては項目数が多いのでかいつまんで御説明いたします。

おめぐりいただいて2ページ目の③運送業許可、開発許可というものが真ん中にございます。これについては、運送業の許可を市街化区域内でとることが困難な環境であると。そういうことを踏まえると、市街化調整区域で開発許可が得られないか。そういったことが考えられないかという御意見がありました。

④のところは、在留資格認定証明書交付申請とありますが、これについては、地方入国管理局と出張所の間で求められる書類の様式に差異が見られる。こういうものを是正していただく要望をするという御意見がありました。

4ページ目、一番上、特殊車両通行許可申請になりますが、これも標準処理期間が定められているのだけれども、収録道路を通行する場合に限ってのものであり、実際、未収録道路を通行する場合は許可に時間がかかっているということで、問題があるのではないかの御意見がございました。

4ページの下の方の3番のところ、①農振法による農用地除外申出の添付書類についてということで、添付書類が多く求められているということで手続に時間がかかっているという御意見がございました。

おめぐりいただいて、②農地法の審査基準・条件基準が一樣ではないことについての御

意見もございました。

5 ページの下、6 番の建設業許可申請手続のところですが、手続に要する時間について見通しが事前に示されていない場合があるといった問題だとか、6 ページをおめくりいただいて、②のところですが、都道府県、地方整備局ごとに審査基準が変わっていたり、担当者によって指示が違う場合があるという御意見がございました。

続きまして、おめくりいただいて、資料2の固まりがあるかと思いますが、これは日本税理士会連合会（日税連）からの提出資料でございます。団体からこれらに基づき説明がございました。

最初は、事業開始時の手続ということで、事業開始届出とあるのですが、国税と地方税で同時提出ができないかといった御意見。

次の事業継続時の手続、①スキャナ保存制度とありますけれども、これに関係していませんのは、タイムスタンプについて、タイムスタンプ以外に電子署名による認証を認めてほしいという御意見がありました。

また、②の税務調査における事前通知の書面化については、通常「電話等により」行うこととされているのだけれども、聞き取り・メモ等の負担が大きいという御意見がありました。

③の地方税の納税です。これはダイレクト納付制度がないため、銀行等の窓口に行かなければならないといった御意見でした。

⑤のダイレクト納付は、ダイレクト納付の利便性向上のため、振込元の複数登録などの御意見がありました。

⑥e-Tax、eLTAXの窓口の一本化ということで、国税と地方税のシステムを統合してほしいという御意見でした。

⑦が地方税分野におけるマイナンバーの統一的な取扱いということで、地方公共団体ごとに取扱いが異なる状況がありますといった御意見がございました。

最後、資料3の固まりですが、これは全国社会保険労務士会連合会からの御意見です。

おめくりいただいて、1 ページ目の2 番の（1）事業開始時の手続に関してですが、厚労省の出先機関、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等、複数あるのですが、申請等をこれらの機関ごとに、また一定の順序により行わなければならないということで、一元的な受け付けだとか、各機関への振り分けのようなことが必要と考えるという御意見でした。

（2）の①常態的な手続の負担とその事例ということで、人材採用時の保険適用であったり、家族の異動に伴う手続、退職に関する手続といったものが常態的にあるわけですが、こういったものも事業開始時の手続同様に一元的な受け付け、また、各機関への振り分けができないかといった御意見でした。

②電子申請のメリットの確保というものが2 ページ目でございますけれども、場合によっては、紙による申請のほうが優先されている実態があるということで、電子申請のメリ

ットが阻害されていると考えるといった御意見がありました。

1つ飛ばしまして、(3) 事業拡大時の手続ということで、これは3ページになるのですが、具体的に例として、建設業における有期事業の一括の例というようなものが現状認められているのですが、その場合においても、適用の対象については、同一都道府県内または隣接都道府県内で行っている事業について一括して行うことができるということなのですが、この該当地域の範囲を見直せないかという御意見でした。

海外派遣労働者の特別加入の例というものがあまして、海外に労働者を派遣する場合の労災保険の特別加入の手続の簡便化だとか制度の周知についての御意見がありました。

事業活動終了時の手続ということで、事業者が行方不明になるような場合もあるので、そういった場合には、行政による職権処理みたいなしかるべき対応が必要であるとの御意見がありました。

各団体からの御意見の状況は以上でございます。

○司会 それでは、御質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。いかがでしょうか。

○記者 時事通信のサトウです。

本日はヒアリングだけで、特に意見交換とか質疑みたいなものはなかったのでしょうか。

○石崎参事官 個別の意見交換はなかったのですが、質疑はございました。

○大槻参事官 各委員から各ヒアリング先について質疑が行われたところです。それぞれ意見について、困った点はどこかといった質疑対応でしたけれども、例えば最初の行政書士の連合会について言えば、2ページ目の④の入国管理局の関係の手続について質疑がなされました。結局、地方入国管理局と出張所の間で求める書類が違う、何か合理性があるのかとか、その根拠は一体何なのだったといった質疑が行われていました。

日税連に関しては、これも全般的に事実関係はどうなっているのかといった質疑がやはり行われております。また、システムについて、インターネットエクスプローラー以外のブラウザで見れない手続があるのは、例えばどういうことかといった質疑がございました。

最後に社会保険労務士会ですけれども、これも、厚生労働省からいろいろな出先機関になぜこういう順番で別々に手続を行わなければならないのかといった質問があったり、紙による申請のほうが電子申請よりも早い場合がある、これはどういうことかといった質問がございました。

○記者 手続の負担の定量化とか、定量的な把握みたいなものに関する議論とか質問は特になかったのでしょうか。

○大槻参事官 それも一部ございまして、例えば税の関係など、税理士会が言っているような改善していくとどう効いてくるのかということで、税理士会からは、例えばタイムスタンプを見直すことで、タイムスタンプを1回押すごとに8円の手間がかかるそうなので

すけれども、そういったコスト削減になるだろう。ただ、それよりも時間的などころの節約というのでしょうか、そちらに効いてくる部分が多いのではないかと、そのような質疑がございました。

○司会 そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第3回行政手続部会の記者会見をこれで終了いたします。

ありがとうございました。